

(別紙参考資料)

投資型終身介護年金保険「新生パワー介護年金」について

■発売の背景

高齢化社会の進展にともない、介護に対する不安としてご自身が要介護状態になった場合とご家族が要介護状態になった場合のいずれにおいても、肉体的・精神的負担が不安理由の上位を占めています。*1 また、実際に介護を行った場所としては在宅介護が全体の6割を超え*2、また、主な介護者は同居家族が全体の7割近く(66.1%)を占めています。*3

こうした情勢を踏まえ、今般、銀行窓販専用商品として、お手持ちの資金を安心して運用しつつ、公的介護保険制度における要介護1以上の認定を受けた場合、心置きなく介護を受けるための商品として投資型終身介護年金保険を開発いたしました。

*1 内閣府大臣官房政府広報室「高齢者介護に関する世論調査」2003年7月

*2 生命保険文化センター「平成18年度 生命保険に関する全国実態調査」

*3 厚生労働省「国民生活基礎調査 平成16年」

■商品の特長

1. 加入のしやすさ

- ▶ 簡易な告知(職業告知のみ)で、ご契約のお申し込みができ、介護保障・死亡保障が一生継続します。*1

*1 介護給付金と死亡給付金は、いずれかのお支払いとなります。

2. 明確な支払基準

- ▶ 被保険者が初めて公的介護保険制度における要介護1以上の認定を受けた場合、介護給付金をお支払いいたします。*2

(その際の被保険者の年齢が90歳以内であれば、介護年金でのお支払いもご選択できます。*3)

*2 被保険者がご契約日前に公的介護保険制度の要介護1以上の認定の効力が生じていたことがご契約後に判明した場合、介護給付金はお支払いできません。

(この場合、介護時保証特約を無効とし、ご契約は消滅します。ご契約の消滅にともない、一時払保険料をご契約者にお返しします。)

*3 介護年金のご選択は、介護給付金の請求時となります。

3. ふやすチャンスと運用収益の受け取り

国内外の株式や債券等の資産に国際分散投資された特別勘定(株式の基本資産配分50%)で運用します。*4

- ▶ 運用実績により、介護給付金額・死亡給付金額の増加が期待できます。
- ▶ ご契約者からのお申し出により、ご契約日の1年経過後から1保険年度に1回、基本保険金額を上回っている積立金額の部分を限度として、基本保険金額を減額することなく一部解約できます。(一部解約の特別取扱)*5

*4 契約初期費用を一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。また、特別勘定での運用期間中は、保険関係費および運用関係費がかかります。

*5 被保険者様の年齢が80歳以下であることなどがが必要です。

4. 安心の最低保証

- 運用成果にかかわらず、介護給付金・死亡給付金として基本保険金額の100%を最低保証します。※6

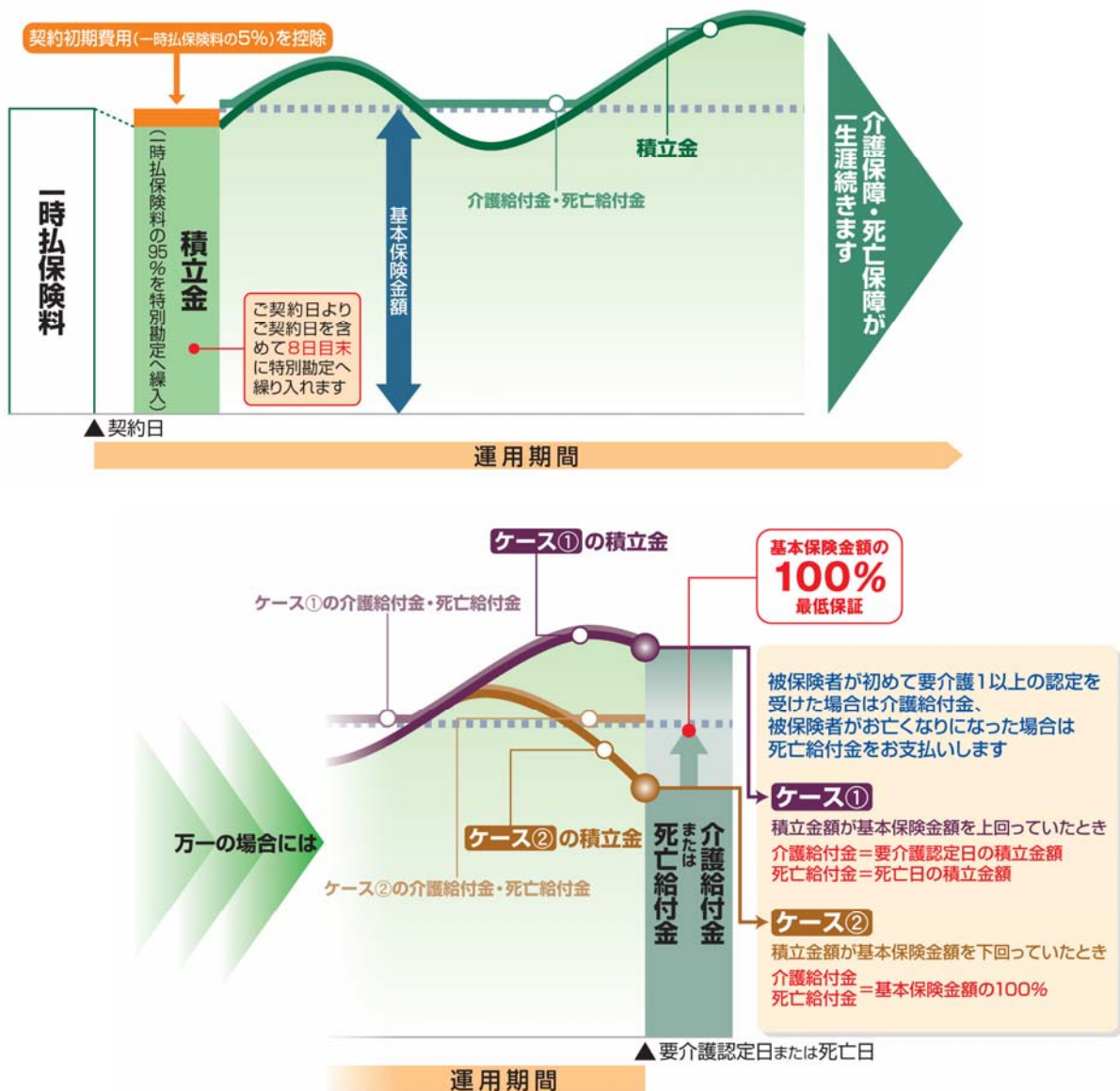
※6 ご契約を解約した場合、解約返戻金には最低保証がありませんので、一時払保険料を下回ることがあります。

5. 介護給付金受取人の指定

- 被保険者または死亡給付金受取人のいずれかを介護給付金受取人としてご契約者様が指定できます。
- 介護給付金受取人が被保険者の場合、ご契約者は被保険者の同意を得て、指定代理人を指定することができます。※7

※7 被保険者と同居し、または生計を一にしている配偶者・3親等内の親族、または直系血族に限ります。

【イメージ図】



※上図は、介護保障・死亡保障が継続した場合および要介護認定日または死亡日の積立金額が基本保険金額を上回った場合と下回った場合の例です。将来の積立金額、介護給付金額・死亡給付金額等を保証するものではありません。また、一部解約がなかった場合のものであります。